

日本の製造物責任法の概要および問題点について

西山井依子

1. 製造物責任法が成立するまで

(1) 判例・学説

製造物責任とは、製品の欠陥に起因する事故によって生命、身体または財産に損害を被った者に対して、その製品の製造者等が負う損害賠償責任である。このような製造物責任問題は、大量生産・大量消費が一般化した20世紀後半に入って深刻なものとなった。ところで、被害者が加害者の製造物責任を追及していく場合、日本民法上、契約上の債務不履行責任（民法四一五条）と不法行為責任（民法七〇九条）を考えられるが、前者の債務不履行責任では被害者である消費者と加害者である製造者との間に契約関係がない場合が多いため、後者の不法行為責任を追及することになる。かくして従来の判例は七〇九条による解決を選択し、学説も、判例が積み重ねられてくると判例評釈的研究を中心に、民法七〇九条によることは当然の前提とされてきていた。かくして、製造物責任は、民法七〇九条の解釈論として論じられた。

ところで、民法七〇九条の不法行為責任は加害者の「故意または過失」が要件とされており、しかもこの過失の「証明責任」は被害者側に課せられている。しかし、大量生産・大量消費の

システムが確立した社会では、製品の製造工程や流通機構が複雑で、被害者側で製造や販売に関する正確な情報を入手することが非常に困難になっているから、過失責任の原則の下では、欠陥製品による被害者は、一般の不法行為による被害者と比較して不利になることが多い。特にここ20～30年間の科学技術の進歩には目覚ましいものがあり、極めて高度で専門的な科学技術を駆使して次々と開発・製品化される多様な製品が被害を発生させた場合、素人である個人が企業内部の情報を入手し、かつそれを正確に理解して、企業の過失を立証することは事実上不可能である。そこで、判例は、過失の内容を解釈により操作し、過失の名のもとに実質的に無過失責任を実現しようとしている。すなわち、過失とは、違法な結果の発生を予見すべきであるのに不注意のためにこれを予見しないという心理状態（内心の状態）ではなく、その類型の製造者として要求される調査・研究を尽くしたならば結果の発生を予見し得た（いわば仮定的予見可能性）、結果の予見可能性があったので適切な措置をとるべきであったのにそれをしなかった、という一種の行為義務の違反（結果回避義務違反）と構成することにより、過失が抽象化（当該行為者に特有な具体的な事情を考慮しない）・客観化され、実質無過失責任が実現可

能となる。北陸スモン訴訟判決（金沢地判昭和五三年三月一日判時八七九号二六頁・判タ三五九号一四三頁）は「或る重大な被害が、特定医薬品を原因として発生したという相関関係が認められれば、その被害について、製薬会社らに予見が可能であったと推定することは、それ自体として経験則上背理であるとはいえない」「製薬会社において、予見可能性がなかったことについて反証をなさない限り、右推定は覆えらないとすることは・・・・・公平の理念に合致する」と過失の推定をし、実質上は証明責任の転換をした。また、福岡カネミ訴訟（福岡地判昭和五二年一〇月五日判時八六六号二一頁）も「食品の出荷以前に生じた存在した原因によって、食品の人の生命、健康を害する瑕疵（欠陥）が生じ、その瑕疵（欠陥）ある食品を摂取したことによって人の生命、身体に被害が及んだ場合には、それだけで瑕疵（欠陥）ある食品を製造、販売した者の過失が事実上強く推定され、そのような瑕疵（欠陥）の発生または存在が食品製造業者に要求される高度かつ厳格な注意義務を尽くしても、全く予見しえなかつたことが主張、立証されない限り、右推定は覆らないものというべきである」とし、過失の推定をした。また、近時の注目される判決として、テレビの発火事件についての判決（大阪地判平成六年三月二九日判タ八四二号六九頁）は、購入後約8カ月しかたっていないテレビが待機状態——主電源が入り、リモコン映像と音声を切った状態——で発火して火災を生じ、その損害の賠償が請求されたという事案であるが、製造者に製品の「安全性を確保すべき高度の注意義務（安全性確保義務）」を負わせ、「製造者が安全性確保義務を履行し、適切に設計、製造等を行う限り、欠陥原因の存する製品が流通に置かれるということは通常考えられないから、欠陥原

因のある製品が流通に置かれた場合、設計、製造の過程で何らかの注意義務違反があったと推認するのが相当」であり、「利用者は、それ以上に欠陥原因や注意義務違反の具体的な内容を解説する責任を負うものではなく、製造者において欠陥原因を解説するなどして右の推定を覆す必要がある」と述べている。その理由として、「もし利用者において欠陥原因及び注意義務違反の内容を具体的に立証しなければならないとすれば、特別な知識も技術も有しない利用者が、主として製造者の支配領域に属する事由を解説しなければならないことになり、製品が完全に損壊し欠陥原因の特定ができなくなった場合には、製造者は常に免責されることになることなどを考慮すると、右のように解することが損害の公平な分担という不法行為法の本旨にそうち」と説明している。判例は、このように過失の推定を認めることにより、実際は立証責任の転換をし、実質無過失責任を実現してきた。製造者に製品の安全につき高度な注意義務が負わされ、予見義務という形で調査研究義務が負わされ、それを前提に予見可能性が問題とされる以上、開発危険の抗弁の問題となるような極めて例外的事例を除いて、予見可能性が否定されることはほとんど考えられない。そのうえで、結果回避義務はもはや販売してはならないか、指示・警告を尽くして販売するということになる。したがって、製造物責任における証明の中心問題は欠陥および因果関係の証明ということになる。このように、実質的に判例により過失概念が拡張・客観化され欠陥に基づく無過失責任に近づいているので、日本は製造物責任立法を行っても混乱を生じなくてすむ状態にあったといえよう。

(2) 欧米の動き

アメリカ合衆国でも、判例上、被害者救済の観点から過失責任原則に様々な修正が加えられてきたが、1963年にカリフォルニア州最高裁判所は、グリーンマン事件判決で、製造物責任原則としての厳格責任（過失を責任要件としないという意味では無過失責任）を採用した。この判決において裁判所は、「欠陥があると極めて危険な製品の場合、製造者は不法行為上極めて厳格な責任を負っている」との考え方を示し、被害者としては製品に欠陥が存在したこと、および、その欠陥によって損害が生じたことさえ立証すれば、製造者の過失を証明する必要はない」と判示した。そして、この製造物責任原則が1965年の第2次不法行為法リストメント402A条に規定された結果、アメリカ各州に急速に広まっていき、現在ではアメリカの大部分の州で厳格責任が採用されている。

他方、この製造物責任の法理は欧州をはじめとする世界各国の製造物責任にも大きな影響を与え、厳格責任に基づく製造物責任法が各国で続々と制定されている。欧州連合においては、1985年7月25日、EC閣僚理事会によって製造物責任に関する指令（「EC指令」）が採択され、各加盟国に無過失責任を基礎とする製造物責任規定の制定が義務づけられた。ヨーロッパ以外の国々、例えばオーストラリア、ブラジル、フィリピン、ロシア、中国、ハンガリー等においても、製造物責任法が制定されている。

(3) 日本における立法化の経緯

日本では、1960年代後半以来（昭和三〇年代、四〇年代）の森永砒素ミルク事件、スマモン事件、サリドマイド事件、カネミ油症事件等の食品や医薬品の欠陥による深刻な大量危害の発生が製造物責任立法への原動力となった。1972（昭和

四七）年には妻栄博士を中心とした製造物責任研究会により立法化の基礎的研究が始まられ、アメリカの不法行為法リストメント402A条やEC指令案等を参照しつつ、製造者の厳格責任を採用する方向を検討し、1975（昭和五〇）年には製造物責任法要綱試案が公表された。同要綱試案はその後も理論的産物としてしばしば引用され、平成期の立法試案や立法提案の中で立法化の動きの原点となり、モデル立法案として強い影響を今日まで残しているといわれる。1973（昭和四八）年には内閣総理大臣の諮問機関である国民生活審議会が審議を開始した。そして、近年に至り、取引の国際化が進み、またEC指令により欧州諸国で製造物責任立法が進展したことなども影響して、政党、学会、弁護士会等から法案や立法提案等が相次いで提出公表された。1991（平成三）年5月に消費者団体も大同団結して「消費者のための製造物責任法の制定を求める全国連絡会」を結成し、国会・行政への要請等幅広い活動を展開した。また、政府部内でも、国民生活審議会は、1992（平成4）年秋関係省庁に審議を委ね、一年後その答申を受けて、1993（平成5）年12月に提出された国民生活審議会の内閣総理大臣への報告（以下、国民生活審議会報告というとき、これを指す）では、製造物責任制度の法制化を早急に行うことが必要との結論が取りまとめられた。同年夏消費者重視をキャッチフレーズの一つにした細川政権が誕生し、党独自の法案を作成していた社会党と公明党も加わった連立与党がPLプロジェクトチームを作り、8関係省庁との合同作業として製造物責任法案作りに入り、1994（平成6）年4月12日に閣議決定し、国会に提出した。同年6月22日参議院本会議で同法案は全会一致で可決され、かくして日本においても、懸案であった製造物責任法が成立し、同年7月

1日に公布された。しかし、附則第一項により、施行は公布日の一年後であるため、1995（平成7）年7月1日以後に製造業者等が引き渡した製造物について本法は適用される。衆参両院の商工委員会では、採決後それぞれ付帯決議が付せられた。

2. 製造物責任法の内容

（1）目的と性格（第一条）

第一条は、本法の直接の目的として、「被害者の保護」をあげ、それによって達成されるべき目的として、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」を掲げている。

このように、本法では、「消費者被害」だけを救済対象としている欧米のPL法と違って、ひろく「被害者の保護」を図ることを目的としているため、製品の安全性に対する鑑識眼がない一般消費者だけでなく、十分な製品の安全性識別能力がある大企業をも救済することになると批判されている。しかし、本法は、消費者保護法という枠を越えて、欠陥製品事故一般に関する民事責任特別法の性格を有するものといわれている。そして、このような性格を帯びるに至った原因是、1993（平成5）年12月の国民生活審議会の報告までは消費者被害に焦点は絞られていたが、法案作成過程で所轄省庁の一つである法務省が本法を民法七〇九条の過失責任主義を修正する特別法と位置付けようとしたところにあるといわれている。本法は、6カ条と附則から成り、EC指令を受けて制定されたEU諸国のPL法と比較しても簡単な構成であるが、これは、本法を消費者被害の救済に厳密に限定しなかったため、効果に関わる損害賠償に関して、一般法たる民法の損害賠償の原則を準用して、詳細な規定を省略できたためとされている。

次ぎに、「国民経済の健全な発展に寄与する」を捉えて、本法の制定に対して産業界の一部に強い反対があった事実と絡めて、本法が企業利益との調和に特に配慮すべきことを強調していくように解する向きもあるという。しかし、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」は、「被害者の保護」を図ることによってこそ達成が期待されうるという意味と解してよかろう。

（2）対象となる「製造物」（第二条一項）

① 不動産 本法は「製造物」を「製造又は加工された動産」と定義している。不動産・エネルギー・サービス・未加工動産は、大量生産・大量消費される工業製品ではないため適用対象から除外された。したがって、欠陥宅地や欠陥住宅などの不動産には、本法の適用はない。しかし、欠陥商品110番などに寄せられるクレームには住宅関係が一番多く、拡大損害を生じている例が少なくなく、裁判事件でも他の商品と比べて欠陥不動産関連のものがもっとも事故が多いということである。それに、分譲業者が建設をしていない場合には買主は建設業者の契約責任（民法五七〇条による瑕疵担保責任・同四一五条による不完全履行・積極的債権侵害責任）を問うことはできない。また、第三者被害に対する工作物責任（同七一五条）も不動産の所有者や占有者に被害が生じた場合には適用されないし、第三者が被害者となった場合にも、建築や販売に関わっていない現在の所有者や占有者（通常は消費者）を訴えることしかできず、製造業者たる建築業者には責任追及できない。しかも現在の所有者や占有者は第三者被害に対して無過失責任を負わされるのに、建築業者や販売業者は求償権を行使されても過失がなければ責任を負わないという逆転現象が生じてしまう。

EC指令では不動産は製造物に含まれないが、アメリカでは大量に建築・販売される分譲住宅について厳格責任を認めた判決があり、最近の第3次不法行為法リストメントの製造物責任の草案では新築建物を製造物に入れている。他方、製造物である動産（建物の部品や原材料）が不動産（建物）の一部になったからといって製造物でなくなるわけではない。部品・原材料もその物に欠陥があれば、本法の対象となる。本法四条二号の免責事由は、部品・原材料も本法の対象に含まれることを前提として部品製造者・原材料提供者に一定の場合に免責を認めたものだからである。部品や原材料の欠陥のために建物が倒壊したような場合には、その部品・原材料の製造業者が本法の責任を負うことになる。

② 農林水産物 アメリカでは自然産物が製造物に含まれる（リストメント402A条コメントe）が、EC指令では第一次加工していない農水産物を製造物責任から原則的に除外した。日本でも、国会審議中での政府側答弁では、農林水産物の「生産」は工業的手法ではなく自然の力を利用するものなので「製造」には当たらないとされている。しかし、近代文明社会の農業では、農薬・肥料を駆使しての栽培で人工的な力が加えられており、また、近時の農水産物の生産では、養殖、水養栽培、遺伝子操作等高度の科学技術により人工的に生産することも増えてきており、農水産物の「生産」は一律に「製造」に当たらないとするのは問題だといわれている。もっとも、農林水産物に「加工」を施せば製造物になる。政府側答弁では、この「加工」とは性質を変えることであり、加熱・味付け・塩漬け・粉碎・燻製等は加工であるが、切断・冷凍・乾燥等は加工でないとされる。それゆえ、魚のみりん干しやかつおぶしは製造物

だが、魚の丸干しや干し椎茸、漢方薬も製造物ではないことになる。しかし、天日によるにせよ人工的手段によるにせよ、乾燥によって食品は組成が変わり、味が変わる場合が多いので、上のような区別の合理性は疑わしいといわれている。したがって、国民生活審議会報告でも「未加工と加工の境界はもともと不分明な上、最近はますます曖昧化する傾向がある」と指摘しているのであるから、農林水産物については加工・未加工を問わず製造物責任の対象とすべきという批判もある。

③ 血液製剤・生ワクチン 国民生活審議会報告では、輸血用血液製剤である全血製剤、血液成分製剤（赤血球、血小板など成分ごとに分けたもの）や、病原体そのものを接種する生ワクチンは積極的な加工の要素がないことを理由に製造物から除外するものとされていた。しかし、政府案の説明では、輸血用血液製剤にも保存液や凝固防止剤等を加える処理がなされ、生ワクチンも製品化に際してウイルスに加工が施されるために、製造物に該当するとされた。これに対して、国会審議中に反対意見が出たが、欠陥の判断に当たっては製品特性（現在の科学技術の水準下では技術的にウイルス感染や免疫反応等による副作用の危険性を完全には排除できないこと）を考慮すればよいということで、結局政府案は修正を受けることなく可決された。このように輸血用血液製剤が保存のための薬液が加えられていることを理由に製造物の範囲に入るとされているのだから、農林水産物についても、農薬を用いたり、ワックスをかけたり、色素液に浸けたり、保存のための薬液が付加されている場合には加工がなされているとみて、製造物の範囲に入れるべきだろう。なお、EC指令では、血液製剤について特別の除外規定は置かず、製造物として扱われている。アメリカ

では、輸血用血液製剤については厳格責任の対象外とする立法（血液保護法）がほとんどの州でなされているということである。

④ エネルギー・サービス・ソフトウェア

日本では「動産」の前提となる「物」が有体物とされていることから（民法八五条・八六条二項）、ガスや石油等の有形エネルギーは「動産」であり、製造物に当たるが、電気や熱、磁気、放射線等の無形エネルギー、あるいはサービスは、「動産」でないため製造物責任の対象から当然に排除される、というのが政府委員の説明である。しかし、「有体物」の概念を「法律上の排他的支配の可能性のあるもの」と拡張解釈し、一定の施設や装置によって管理され取引される場合には、電気も「物」たりうるとする有力説もあり、それによれば無形エネルギーも当然には排除されることになろう。EC指令が製造物の定義中に電気を含むとしている（第二条）のは、加盟国の国内法で電気を動産として扱う国とそうでない国とがあるため、製造物として扱うことを明確にしたものといわれている。アメリカの大多数の州では、電気供給はサービスであるとして製造物責任の適用を否定されているということである。また、ソフトウェアそのものも有体物ではないから、動産には当たらないとするのが、政府委員の説明である。しかし、自動車や家電製品にはROMの形で多数のソフトウェアが制御用に組み込まれており、そのようなソフトウェアに誤りがあり、結果として製品事故が起こった場合は、そのようなROMを部品たる製造物と考えてよいとの指摘もなされている。

⑤ その引き渡したもの（第三条） 製造物は製造業者等が「引き渡したもの」でなければならぬため、例えば倉庫から盗まれた製造物については、本法の適用はない。

(3) 責任原則

① 欠陥責任（第三条） 本法では、製造物に「欠陥」が存在することが責任要件になっている。このように「欠陥」を責任要件とする製造物責任については、アメリカ合衆国では「厳格責任」、欧州連合では「無過失責任」と呼んでおり、日本でも、不法行為責任（民法七〇九条）が過失責任であったのに対して、製造物責任を「無過失責任」と呼ぶのが一般的である。しかし、国民生活審議会報告は、「無過失責任」という用語に対する産業界の抵抗感に配慮して「欠陥」という用語を用いているそうだ。しかし、製造物責任において「無過失責任」という用語は、製造物に起因するすべての損害について製造者に賠償責任を負わせるという「絶対責任」を意味するものではない。製造業者の過失を責任要件としていないという意味において「無過失責任」なのである。科学技術の水準によっても知りえない危険性まで排除する義務まで製造業者に設定することはできないから、製造物責任が「無過失責任」ではあるが「絶対責任」でないということになる。したがって、製造物責任法の規定する製造物責任をもって「無過失責任」、「厳格責任」、「欠陥責任」のいずれと呼ぶかは単なる用語の問題にすぎない。

ところで、前述のように過失の注意義務違反が客觀化・抽象化された結果、過失と欠陥の差異は予見可能性を必要とするか否かの差しかないことになる。すなわち、安全な製品を製造する義務の違反が欠陥であり、欠陥は製品の客觀的状態に注意義務違反が客觀化されたものだ。したがって、製造物責任は、製造者の製品の安全を配慮すべき義務の違反であり、製造者が責任を負わされるには、安全性の欠けた製品を製造したという義務違反がなければならない。製品によっては絶対的な安全性が要求され、安全

に対する義務が極度に高度化されることもある。例えば、医薬品は身体に直接作用するものである以上製造者には極めて高度な注意義務が課せられる。そして、安全性とその製品の効用・必要性とを比較考慮して、そのような製品を製造・販売してはならない場合もあるうし、指示・警告義務を尽くしたならば製造・販売は許される場合もあるう。このように、「欠陥」は客觀化・抽象化・高度化された注意義務違反ということになり、「過失」の内容たる注意義務違反そのものであり、「過失」を「欠陥」と言い換えても言葉の問題にすぎず、「過失」を不要としても「欠陥」を要件とする無過失責任立法を行う意義を疑うものもある。しかし、先述のように、過失が認められるためには予見可能性が必要であり、また、従来の判例は予見義務の操作をして予見可能性を認め実質無過失責任立法をしているが、製造過程で生じる「欠陥」については予見可能性が必ずしも肯定される場合ばかりとは限らず、これについては明確な無過失責任立法が必要であるといわれている。

② 欠陥の定義（第二条二項） 欠陥の定義で、本法は、若干表現は異なるが、E.C指令（第六条一項）の考え方を原則的に引き継いでいる。すなわち、欠陥とは「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいい、このような欠陥の判断において考慮すべきものとして、「製造物の特性」、「通常予見される使用形態」および「製造物が引き渡された時期」といった最も基本的な三要素を例示し、「その他の当該製造物に係わる事情を考慮」すべきものとした。ここでの欠陥は、損害発生時の欠陥ではなく、時間的にこれに先立つ「流通に置かれた時期」に欠陥が存在したことである。第三条本文が「その引き渡したもの欠陥」という文言を用いていることからも明らかである。損害発生時

の欠陥は、流通業者や修理業者等第三者によって作出される可能性もあり、また、現時点では安全ベルトがないことは自動車の欠陥と一般に評価できるとしても、当該自動車が製造・販売された時点では安全ベルトが一般に要求されていなかったというようなこともあるからだとされている。また、設計上の欠陥や製造上の欠陥ばかりでなく、指示・警告上の欠陥も、本法の意味での欠陥と評価される。アメリカ合衆国では、製造上の欠陥に関しては、製造物がその設計や仕様と異なっている場合に欠陥の存在を認めようとする標準逸脱基準、設計上の欠陥および指示・警告上の欠陥に関しては、製造物が通常の消費者の期待する安全性を欠いている場合に欠陥の存在を認めようとする消費者期待基準および製造物によってもたらされる危険がその効用を上回っている場合に欠陥を認めようとする危険効用基準が、それぞれ欠陥の判断基準として用いられているそうだ。

③ 開発危険の抗弁（第四条一号） 以上のような「欠陥」がある場合でも、それを当時の科学・技術の知見によっては認識することができなかったことを立証したときは、製造者は免責される。開発危険の抗弁で判断するのは危険の認識可能性であり、「欠陥」の判断では、当該危険を認識できたと仮定して、代替設計・安全装置・警告等の防止措置を実施する義務があったか否かを判断する。例えばエイズ汚染された血液製剤なども、その危険性を認識できなかっか否かを問わず、欠陥があったと判断される。これに対して、製造業者から、流通に置いた時点では当該危険性を科学・技術的に認識できなかっかことを抗弁として主張するのである。製造物責任が「絶対責任」でないことからして、許されるべき主張なのである。緊急時に使われる輸血用血液製剤は、有用性が大きいにもかか

わらず現在の技術水準ではウイルス混入の余地を排除できないため、「ウイルス混入は欠陥には該当しない」ことが政府統一見解となっているそうだ。この開発危険の抗弁は基本的にはE C指令第七条（e）号にならったものである。同抗弁の採否をめぐり日本でも激しい議論があつたが、同抗弁は、E C（ヨーロッパ共同体）諸国ではルクセンブルクを除くすべての国で、E F T A（ヨーロッパ自由貿易連合）諸国では北欧各国を除いた諸国で採用されているし、新製品の開発・技術の革新を本法が阻害するがないようにとの日本の産業界の要望を入れたものといわれている。しかし、開発危険の抗弁の基準となる科学・技術知識の水準について、本法は何らの規定も設けておらず、E C指令においても明文の規定を設けていないが、E C委員会の考え方によれば、ここにいう科学知識の水準とは世界最高の水準を意味するものとされている。そして、国民生活審議会報告では「製品の『規範的』製造者からみて入手可能な最高の科学技術知識の水準」をもって、開発危険の抗弁の基準となる科学技術知識の水準とすべきであると提言されている。日本では一般にE C委員会の理解よりも低い水準をもって、ここにいう科学技術知識の水準とすべきものと考えられている。そうだが、基準となる科学技術知識の水準を製造者や業界の平均的な水準として捉えるのであれば、実質的に過失責任原則に後退てしまい、過失責任に代えて「欠陥」を責任要件とする無過失責任原則に基づく本法を規定した意味が失われてしまう。したがって、開発危険の抗弁の基準となる科学・技術知識の水準はできるだけ高く設定すべきであろう。

ところで、サリドマイドやスモンのような事件を教訓に、製薬業界は、すでに品質管理などに厳しい基準を設けている。医薬品の場合、

「副作用は不可避」との前提から、被害の救済には「P L法の上を行く」と言われる「医薬品副作用被害救済制度」もある。この制度は、60年代以降頻発したサリドマイドなどの薬害訴訟を契機に、1979年に発足した。94年度までの累計で1千714件、約47億円の医療費や障害年金等の給付を行った。「P L法の上を行く」制度とまで言わるのは、医師、製薬会社ともに落ち度がなくても、薬の副作用で被害が出た場合には救済する仕組みになっているからだ。したがって、本法では「開発危険の抗弁」が認められているが、「医薬品副作用被害救済制度」は、全く欠陥のない場合にも救済の道を開いているということである。血液製剤に混入していたエイズウイルス（H I V）に感染した血友病患者らに対しても、制度に準じて救済給付の措置が取られている。化粧品業界も、「肌が荒れるなどのトラブルが起きるのは避けられないため、以前からトラブルにはきめ細かく対応してきた」という。各社に苦情処理窓口ができたのも1970年と他産業にくらべてかなり早かった。医薬品と同様に、製品に欠陥がなくともトラブルがあった場合は、原因究明のための治療費などをメーカーが支払っているという。しかし、日本の医薬品や化粧品の値段が外国に比べて異常に高いとも言われており、このようにして値段を吊り上げて救済のための費用を価格に還元することにより、結局は消費者につけを回しているとも言える。自然体に反する薬や化粧品は所詮は毒に過ぎず、企業の宣伝に乗せられてそのようなものを買わないように努めることこそ、消費者にとって最大の事故防衛策かもしれない。

④ 証明責任と事実上の推定 本法は、製造物責任の証明責任について、E C指令第四条のような明文規定を置いていない。それゆえ、製造物の欠陥の存在、損害、欠陥と損害との因

果関係について、従来の民事訴訟手続きの原則に従って、原告の被害者がその証明責任を負うことになる。しかし、専門的な知識や情報を持たない消費者にとって、欠陥や因果関係を立証することは非常に困難なことといわねばならない。その被害者の負担を軽減すべく考え出されたのが「推定規定」であった（推定規定とは、具体的には、「製造物を適正に使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じたこと」および「その損害はそうした使用によっては通常生じるべき性質のものでないこと」を被害者側で証明した場合は、その製造物に「欠陥があったと推定」し、損害発生の当時存在した欠陥は、相当な期間内においては、「流通に置かれた当時すでに存在していたと推定」する。製造物に欠陥があった場合において、その欠陥によって生じるべき損害と同一の損害が発生したときは、「その損害は、その製造物の欠陥によって生じたものと推定」するものである）。日本における主たる立法提案や社会党、公明党の法案にもこの推定規定が設けられていた。ところが、消費者団体の強い要求があり、また法律専門家はげしく議論したにもかかわらず、政府案には推定規定は導入されず、また、委員会審議でもほとんど議論されず、裁判官に対して事実上の推定を活用するよう期待することで、欠陥や因果関係あるいは欠陥の存在時期について何らの推定規定も盛り込まれることなく、本法は成立了。E C 指令では、製造者による免責事由の証明の規定（第七条（b））が存在することの前提として、あるいはこうした規定の反対解釈として、被害者が損害発生時の欠陥を証明した以上は、流通開始時に製造物に欠陥が存在していたことが推定されると解して、その時点で欠陥が存在していなかったことについては製造者が証明責任を負わなければならぬと解されて

いる。それに対して、本法第四条の免責事由としては、第一号で開発危険の抗弁が、また第二号で部品製造者の免責が規定されている以外に免責事由はない。したがって、こうした側面からも、本法が、損害発生時の欠陥の証明により流通開始時の欠陥の存在を推定する法律上の推定規定を否定したことは、明白であるといわれている。本法が推定規定を全く置かなかった理由としては、「これらの事実の立証は本来個々の製品、個々の事故の態様等多くの事実に關係するものであり、法律上一律に一定の事実からこれらの事実を推定することは、被害者の立証負担の軽減という目的を越えてしまう」という点にあったという。そして、推定規定を置かないかわりに、「裁判上事案の内容に応じて事実上の推定を柔軟に活用する」とともに、原因究明機関を整備することとした（プロジェクト検討結果第三および国民生活審議会報告第五）。推定規定が導入されなかつた実際的な理由としては、既に日本の裁判例により実質的にかなり実現されている無過失責任を導入することよりも推定規定を導入することのほうが産業界に与えるインパクトが大きいことを産業界が懸念したこととも背景にあるといわれる。しかし、一般には消費者よりも製造者側のほうが情報を多く保持し、専門知識もあって証明が容易なことは間違いない、今後は「事実上の推定」を活用する裁判例の増加が期待される。このとき、松下電器カラーテレビ火災事件（前掲大阪地判平成六年三月二九日）がまさにこの期待を反映したものとされている。

（4）責任主体（第二条三項）

製造物責任は、現代社会における大量生産・大量消費に伴う被害者の救済を目的としており、信頼責任、危険責任、報償責任などが全体とし

て過失責任から欠陥責任への転換の根拠とされている。そこで、アメリカ合衆国における判例は、製造物責任の責任主体についてその範囲をできるだけひろく解釈しているということだが、EC指令は、製造業者（表示製造業者を含む）および輸入業者を第一次的な責任主体とし、これらの責任主体を特定することができない場合に限り製品の供給業者を第二次的責任主体としている（第三条）。それに対して、本法は、製造業者（「業として」製造・加工・輸入するもの）、表示製造業者、実質的製造業者をもって責任主体としている。したがって、本法は、販売業者を責任主体から除外するとともに、実質的製造業者を責任主体に加えた点においてその特徴を有するものといわれている。EC指令下では、製造業者を特定できる限り供給業者の責任を問うことは不可能だが、本法では、供給業者を実質的製造業者と認定できるのであれば、製造業者が特定されている場合でも供給業者の責任を問うことが可能となる。スモン訴訟で、キノホルム剤に流通業者として販売元の表示をしていた武田薬品が責任主体とされた適例がある。製造元は別の製薬会社でありそれを明示していたが、武田薬品のほうが知名度が高く製造に何らかの形で関与していたのではないかという誤信を与えていたためということだ。なお、ここで「業として」とは同種の行為を継続反復して行うことで、営利を目的としているか否か、有償か無償か、公益を目的としているか否かは問わないとされている。

(5) 賠償の範囲（第三条）

本法は「他人の生命、身体又は財産」の侵害によって生じた損害が賠償の対象となると規定しているが、賠償の範囲については何らの基準も定めていないため、民法の不法行為責任と同

様、民法四一六条の類推適用によって一般的には欠陥と相当因果関係にある損害ということになる。「ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない」として、本法は、拡大損害が発生していない場合の製造物自体の損害は、賠償の対象としていない。この例外はEC指令でも採用されており、契約責任との複雑な競合関係の発生を回避するためのものといわれている。したがって、欠陥製造物自体の損害は、主として瑕疵担保責任・債務不履行（不完全履行）責任などの契約責任のルールにより賠償されることになる。ただし、一旦拡大損害が発生した場合には、製造物自体の損害も本法により賠償される。これは、欠陥製造物そのものに生じた損害は、すべての場合において、製造物責任の対象とならないとするEC指令と異なるところである。

ところで、EC指令は、通常個人的な使用または消費に供される性質のものであり、かつ被害者が主に個人的な使用または消費に利用していた財物の毀損または損壊に、損害の範囲を限定している（第九条）。しかるに、前述したように、本法では、財産損害について個人的な物損に限定しなかったため、事業用財産、さらには事業上の経済損害についても相当因果関係の範囲内において損害の範囲に含まれることになる。例えば、大企業が使用している製造機器に欠陥があって操業停止の損害が発生した場合には、その大企業は製造機器メーカーに対して製造物責任の追及が可能ということになろう。消費者被害の救済という製造物責任法の本来の目的を逸脱し、過大な賠償責任をメーカーに負わせる可能性を開いたとの批判が生じるやえんである。またEC指令は、物的損害の賠償の限度額（500ECU）を設定しているが、本法にはそのような設定はない。また、立法過程で議論

された、悪質な製造業者等にたいする懲罰賠償や付加金請求についても何らの規定も設けていない。

(6) 責任期間の制限（第五条）

① 時効期間 本法に基づく損害賠償請求権は「被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時」から3年の消滅時効にかかる。これは、民法の不法行為責任（第七二四条）と基本的に同様である。これに対してE C指令は「原告が損害、欠陥および製造者を知り、または知ることができた日」から3年の消滅時効を定めている（第一〇条一項）。すなわち、本法と違って、消滅時効が進行を開始する要件として欠陥に対する被害者の認識を必要とするので、E C指令のほうが、消滅時効の起算点が遅くなり、被害者にとって有利となる可能性があるともいえる。しかし、被害者が賠償義務者を認識するためには、製造物に欠陥が存在していることが前提となるため、本法も欠陥に対する被害者の認識を要件としているのと同じことかもしれない。

② 除斥期間 また、本法に基づく損害賠償請求権は「製造業者等が当該製造物を引き渡した時」から10年の除斥期間により消滅する。このように10年の除斥期間の起算点が、最終消費者の手に渡った時ではなく、製造業者等が製造物を引き渡した時とされているため、消費者にとって不利となっているが、E C指令も「製造物が製造者によって流通過程に置かれた日」から10年の法定責任期間を定めており（第一一条）、同様の問題が残されている。なお、E C指令の10年の法定責任期間は、すべての賠償義務者について「製造物が製造者によって流通過程に置かれた日」から一律に進行を開始すると解されているが、本法の「製造者等が当該製

物を引き渡した時」とは賠償義務者が製造物の占有を第三者に移転した時であり、同一の製造物であっても、製造業者と表示製造業者が共に賠償義務者となる場合には、それぞれの賠償義務者ごとに除斥期間が進行することになるとされている。しかし、各賠償義務者は被害者に対して不真性連帯債務の関係に立ち、求償権の行使により、内部的な最終的責任は欠陥製造物を実際に製造・加工した製造業者が負うべきことになろう。

なお、医薬品や化学物質などが身体に蓄積されて生じる、あるいは長期の潜伏期間後に症状が顕在化する健康被害について、本法は、その被害が生じた時から10年の除斥期間を起算するものと規定している。これは、アメリカ合衆国で、流産防止剤D E S（ホルモン剤で、これを使用した母親から生まれた女の子に癌などが発生することが明らかになった）や天井などに利用されたアスベスト（粉塵が健康を害することが判明した）など、20年ないし40年を経過した後に健康被害が顕在化した製造物責任事例が生じており、日本でも公害事件で同様な問題が生じたので、問題解決のために置かれた規定であるといわれている。

(7) 民法の適用（第六条）

損害賠償責任に関しては、本法の規定によるほか、民法の規定によるとされている。本法は、過失責任の民法上の不法行為責任制度に加えて、新たに欠陥責任の製造物責任制度を導入するものであって、民法の不法行為責任制度の特則となるものであるから、本法に特段の定めがない事項については、民法の規定が補充的に適用されることになる。損害賠償の方法や過失相殺（民法七二二条）、賠償額の算定などは民法の不法行為責任と同様に扱われる。また、本法の製

造物責任が追及できる場合でも、本法とともに、あるいは本法とは別に、民法その他の法律により損害賠償責任を追及することができる。本法の10年の責任期間を徒過したが20年は徒過していない場合に、民法の不法行為により責任を追及することが考えられる。

3. 残された課題

(1) 証拠収集手段・情報請求権

前述のように、本法では、欠陥や因果関係あるいは欠陥の存在時期について何らの推定規定も置かなかった。しかし、推定規定がなくても、被害者側に証拠収集手段を拡充したり情報請求権を認めれば、欠陥や因果関係が判明し、被害者救済や事故の再発防止にも役立つだろう。ドイツでは、判例により民法上の情報請求権が拡張されているのみならず、最近バイオ技術の製造物責任について明文で被害者側の情報請求権が認められたという。日本でも日弁連の製造物責任法要綱第六条のように情報請求権を規定したものもあったが、広く指示を受けるに至らなかっただといふ。本法は、情報開示について一切触れていない。本法法案が発表される少し前に、日本製薬工業協会の製造物責任問題検討委員長が、製造物責任制度が成立した場合、被害者が企業に臨床試験段階のデータを求めた際の対応として、「製薬協として公開を指示する考えはない」と明言しているそうだ。東京HIV（ヒト免疫不全ウイルス）訴訟の原告の男性（30代）は「どうして2千人の被害者を出す薬害が起きたのか。厚生省エイズ研究班の資料開示を何度も要望しても、『訴訟中だから』と要望書さえ受け取ってもらえません」と言っている。また、火災などが起きても、消防署の出火原因調査報告書は弁護士法の照会請求では入手できず、原

告は訴状すら書けない現状だという。警察庁では、図面や写真などは照会請求でも出すよう協力する姿勢をとっているが、消防署の壁は厚いということだ。後述の苦情処理委員会や業界のPLセンターは、企業イメージなどを気にするメーカーを土俵にのせるため、事故関連情報を原則として非公開にしているそうだ。情報が公開されなければ「事故情報が公の財産」にならない。日弁連が92年に弁護士を対象に行った欠陥商品事件に関するアンケートによると、約1千500件のうち相談だけで終了したケースが約470件もあり、4割近くは立証が困難なためだったという。そのようなことから、本法の施行を前に、大阪と東京で相次いで、消費者団体、弁護士、市民グループなどが、情報公開法の制定を求める市民の会を結成した。今後、各地の市民グループが横断的に、情報公開法制定の運動を広めていくということだ。アメリカにはディスカバリーと呼ばれる情報公開制度があり、請求を拒否すると企業側が処罰される。行政の情報開示も情報自由法によって保証されているそうだ（昭和電工は、この5年間で約2千億円の特別損失を計上した。健康食品の原料としてアメリカで売っていたアミノ酸の一種が原因で、多数の中毒患者が発生、アメリカのPL法によって約2千人の訴訟和解金や弁護士費用などに充てたためだ。中毒患者は推定で約6千人。主な症状は、筋肉の麻痺、手足の機能障害などで、死者も數10人に上った。支払いに応じた背景には、PL法に盛り込まれた情報開示請求が威力を発揮した。法廷に提出された資料によって、製品の開発、製造、販売、そして中毒発生後の会社の対応ぶりが明らかにされた）。アメリカの弁護士で、消費者運動家のラルフ・ネーダー氏は5年前の来日講演で、「PL法と情報公開法は車の両輪」と強調したという。PL法の制

定を求めてきた弁護士や消費者などの動きは、情報公開法へと動き始めているということだ。

(2) 原因究明機関・裁判外紛争処理体制の整備

衆議院・参議院の付帯決議は原因究明機関・裁判外の紛争処理体制の整備が必要であるとし、さらに、参議院の付帯決議は輸血用血液製剤による被害者の救済については特別の救済機関等の設置に努めることとしている。

本法で推定規定が欠如し、証拠収集手続きが不十分で被害者の情報請求権が認められていない以上、被害者側に立証困難が生じるおそれも大きいが、それに対しては、中立的で廉価の原因究明機関を整備することが急務の課題となる。このため、政府は、事故の原因究明機関の充実を図り、どこに調査を依頼すればいいかわかるようなリストも作成したという。このことに関して、消費者が手軽に利用しやすい消費生活センターは、予算や検査機器が脆弱なこともあるが、消費生活製品という製品横断的な機関であるが故に、製品関連技術等の専門的事項への対応が困難であるという。国民生活センターも、予算や検査機器は消費生活センターよりも充実しているものの、専門性に関してはそう自慢できるほどではないという。中立性、公平性、公正性が担保されるためにも、消費生活センターや国民生活センターなどの既存の公的機関を一層充実・拡充することも肝要となろうといわれている。

日本の製造物責任事故は、実際の発生件数では少額被害が圧倒的に多いため、裁判によると費用倒れになる。訴えを起こすだけでも、損害賠償請求額に応じて印紙代などが相当かかる。また、裁判を好みない日本の風土がある。弁護士の数も少なく（アメリカの約90万人に比べて日本は約1万5千500人）一般人には弁護士が

遠い存在となっている。このようなことから、専門家の間では本法の施行で訴訟が増えるという見方は少数ということだ。それだけに、裁判外の紛争処理が、判例に代わる重要な意味を持つ。都道府県が消費生活条例などに基づいて設置している苦情処理委員会は、茨城、岐阜、三重の三県を除く都道府県にすでにある。しかし、商品の事故による事例は、ここ3年間全くない。事実上の休眠状態にある。茨城県も委員会の設置を決め、準備を進めているが、開店休業状態になることを心配するほどだという。本法の施行を目前に、経済企画庁は、都道府県などの関係者を集めて、「苦情処理委員会」の説明会を開いた。研究会を作つて活性化策などを検討し、運動のマニュアルも作ったという。他方、業界別の紛争解決機関である「自動車製造物責任相談センター」と「家電製品PLセンター」が、今春、東京・霞ヶ関近くで相次ぎ誕生した。製品事故に遭ったという消費者の相談にのり、メーカーとの相対交渉を勧めたり、和解を斡旋したりする。業界がつくったものとはいっても、準司法的機能を果たす機関だ。しかし、相談員は各社からの在籍出向であり、処理の結果も一切公開しないという。通産省・消費経済課では、「在籍出向は兼務ではない。在籍でも運営機関が全体として中立であればよい」と言う。これに対して、弁護士たちは、「事故の第一報がPLセンターに流れ、先ず事故原因の調査をメーカーがやることになる。これでは裁判をやっても負ける」「事故情報を企業に取り込み、できるだけ裁判に持ち込まないための機関だ」と指摘する。消費者運動家（日本自動車ユーザーユニオン代表）からは、「事故を闇から闇へ葬るもみ消し機関であり、ザル法のPL法がさらに骨抜きになる」との警戒心も沸き上がっているという。消費者団体は、費用や時間がかかる

裁判以外の被害救済制度の充実も求めてきた。

都道府県の苦情処理委員会の役割にも期待は大きい。民間のPLセンターについても、PL法連絡会の事務局を努める全国消費者団体連絡会の事務局長は、「運営協議会に消費者代表も入っており、頭から信用ならない」と決めつける必要はない」とし、透明度の高い運営や、被害拡大防止のための事故情報の公開を求めていく考えだということだ。日弁連も、本法の施行を前に、経済企画庁や業界のPLセンターに「迅速な処理を強調するあまり、中立性、透明性がおろそかにならないように」などと要請をしたそうだ。

(3) 最後に

問題となる「製品の欠陥」は、設計上、製造上、警告上の三つに大別されるが、このうち警告上の欠陥は被害者による立証が比較的容易なので、アメリカでは近年これを主張する訴訟が多発する傾向にあるという。そこで、日本の産業界は、本法の施行を前に、警告表示の整備に躍起となった。また、被害者への多額の賠償が企業経営に打撃を与えることを懸念して、PL保険（製造物賠償責任保険）に加入する企業が急増している。製品事故が発生した場合の備えは当然だが、最も有効かつ根本的企业防衛策は、勿論、事故を起こさない安全な製品作りであろう。

«参考文献»

加藤雅信「改善の余地多いPL法」『朝日新聞夕刊』（大阪版）1994年7月30日9ページ、星野英一「製造物責任法ができるまで」『ジュリスト』、No.1051、1994年9月、10ページ、瀬川信久「欠陥、開発危険の抗弁と製造物責任の特質」同17ページ、春日偉知郎「証明責任」同29ページ、川口康裕「製造物責任法の成立について」同45ページ、浦川道太郎「PL法とはどんな法律か」『法学セミナー』、No.478、1994年10月、16ページ、中村雅人「PL法はどうして生まれたか」同22ページ、島野 康「紛争解決の現状と課題」同32ページ、朝見行弘「欧米と我が国の製造物責任法の比較」同37ページ、東京海上研究所編「製造物責任法体系」I（理論編）・II（対策・資料編）弘文堂、1994年、上野正芳「PL法の衝撃・上」『日本経済新聞朝刊』1995年6月27日、13ページ、小玉祥司「PL法の衝撃・中」同1995年6月28日、13ページ、三宅伸吾「PL法の衝撃・下」同1995年6月29日、13ページ、「PL法とくらし①～⑪」『読売新聞朝刊』（大阪版）1995年6月30日～7月21日、8ページその他、社説「PL法を生かす努力が必要だ」『読売新聞朝刊』（大阪版）1995年7月1日、3ページ、社説「PL法に魂を入れよ」『朝日新聞朝刊』1995年7月4日、5ページ、試写室「NHKスペシャル アメリカPL訴訟」『朝日新聞朝刊』（大阪版）1995年7月2日、30ページ、家庭欄「PL法情報収集大きな関門」『朝日新聞朝刊』（大阪版）1995年7月7日、21ページ。

（1995年9月25日記）